第三十八条第二項中「前項の規定にかかわらず」の下に「、航空法第十条の規定に適合する附属品については航空法施行規則第十四条の二第十項に定める基準をもつて」を加え、「当該認可に係る方式に従つて刻印をすることができる」を「当該認可に係る基準をもつて法第四十九条の四第三項の刻印とすることができる」に改める。

第七十条中「産業保安監督部長」の下に「（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定するものを除く。）に装置される附属品にあつては、当該容器の所在地を管轄する都道府県知事）」を加える。

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第三条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号ヌ中「液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器」を「液化天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器又は国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）第二条第三号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改め、「（同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）にあつては、容器検査年月）」を削り、「（同条第十二号」を「容器保安規則第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）にあつては、容器検査年月）」に改め、「充てん可能期限年月日を経過したもの」の下に「、同令第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）にあつては、同令第八条第一項第十号の充てん可能期限年月を経過したもの、国際相互承認に係る容器保安規則第二条第三号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下「国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）にあつては、容器を製造した月（容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過した月を経過したもの」を加える。

第十八条第二号ヘ中「（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器検査年月）」を削り、「充てん可能期限年月日を経過したもの」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充てん可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器を製造した月（容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過した月を経過したもの」を加える。

第四十六条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器内における高圧ガスを輸入する場合

第四十九条第一項第三号中「（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器検査年月）」を削り、「充てん可能期限年月日を経過したもの」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充てん可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器を製造した月（容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過した月を経過したもの」を加える。

第五十条第三号中「（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器検査年月）」を削り、「充てん可能期限年月日を経過したもの」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充てん可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器を製造した月（容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過した月を経過したもの」を加える。

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第四条　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号ル中「液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器」を「液化天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器又は国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）第二条第三号に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改め、「（同条第十二号」を「容器保安規則第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改め、「充てん可能期限年月日を経過したもの」の下に「、同令第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改め、「（特定設備検査規則の一部改正）

第五条　特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の適用を受ける容器

第六条　高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項各号を次のように改める。

一　一般継目なし容器
二　圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器
三　内容積が四千リットル未満の溶接容器
四　内容積が四千リットル未満の超低温容器
五　内容積が四千リットル以上の溶接容器及び超低温容器
六　ろう付け容器
七　一般複合容器
八　液化石油ガス用一般複合容器
九　圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器
十　圧縮水素自動車燃料装置用容器
十一　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器
十二　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器
十三　圧縮水素運送自動車用容器
十四　再充てん禁止容器
十五　附属品

第六十六条の十一第一項第五号中「容器保安規則第四十六条第二項の書面」の下に「、国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）第三十六条第二項の書面」を加える。

第六十七条第八項第五号中「容器保安規則第四十六条第二項の書面」の下に「、国際相互承認に係る容器保安規則第三十六条第二項の書面」を加える。

別表（第三十条関係）

製造する容器等の区分	容器等事業区分
国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器	百一類
国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用附属品	百二類